

## 「GMP 製品マーク」の使用基準

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会（以下、「協会」という。）が定めた「GMP 認定事業実施要綱」第 27 条における GMP 製品マークの表示については、下記により取り扱うこととする。

### 記

1. GMP 製品マーク は下図とし、協会支給のデータを使用すること  
使用にあたっては、使用マニュアルによる。  
ただし、「製造管理合格品」※の記載については、使用マニュアル GP04 項の  
アイソレーションエリアの適用外とする。  
※平成 24 年 3 月 26 日付 事務連絡 認定マークに付随して容器・包装等に「品質規格合格品」、「製造管理合格品」の表示を推奨する件



2. GMP 製品マークの色調は 1 色とし、拡大、縮小は自由とする。
3. GMP 製品マークは、当該製品のパッケージ及び当該製品の広告宣伝用の媒体に使用することができる。
4. GMP 製品マークの使用に関しては、「営業販売活動に関する倫理綱領」を遵守し、GMP 認証制度に対する信用・権威の失墜あるいは不信感・誤解をまねく表示等を行ってはならない。
5. GMP 製品マークの表示承認を受けた事業者が、当該製品の GMP 製品マークの表示承認を辞退した場合及び表示承認を取り消された場合には、直ちに GMP 製品マークの使用を中止しなければならない。

### 附則

この使用基準は、令和 5 年 9 月 1 日より施行する。